

# 特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う 設置運営事業等の監査及び会計に関する命令(案)について(概要)

令和4年5月19日  
カジノ管理委員会事務局  
観 光 庁

## I 背景

特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)第2章第3節「設置運営事業等の監査及び会計」の規定により、カジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関してカジノ管理委員会規則・国土交通省令(以下「本命令」という。)で定めることとされた事項を定めるものである。

## II 概要

認定設置運営事業者等が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する規則委任事項については、当該認定設置運営事業者等がカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者であるときは本命令に規定するところ、本命令(案)の内容において既定の国土交通省令(「特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令」(令和3年国土交通省令第75号))の規定内容(別紙参照)と異なる主な事項は、以下のとおりである。

### 1 勘定科目の分類(第5条関係)

勘定科目の分類を定めた別表第1(勘定科目表)中流動資産の款に特定資金貸付業務貸付金の項、流動負債の款に特定資金受入業務預り金の項及び営業費用の款に国庫納付金及び認定都道府県等納付金の項が加わっている。それに伴い財務諸表の様式(別記第1号様式、別記第14号様式等)に所要の勘定科目が加わっている。

### 2 財務報告書の記載事項(第8条関係)

財務報告書の記載事項の事業の状況としてカジノ事業の収益の活用等の状況を記載するものとし、財務報告書の様式(別記第32号様式)に記載項目等が加わっている。

## III 今後のスケジュール

公 布: 未定  
施 行: 公布の日

特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令  
(概要)

令和 3 年 1 2 月  
観 光 庁

## I 背景

特定複合観光施設区域整備法(平成 30 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 2 章第 3 節の規定により、特定複合観光施設に係る設置運営事業等の監査及び会計に関して国土交通省令で定めることとされた事項を定めるものである。

## II 概要

### 1 監査人事業監査報告の作成(第 1 条関係)(法第 23 条関係)

法第 23 条第 1 項の規定による監査人事業監査報告の作成方法、報告事項等を定める。

### 2 認定設置運営事業者等の行為の差止請求に係る報告(第 2 条関係)(法第 25 条関係)

監査人が認定設置運営事業者等の行為の差止請求をした場合の国土交通大臣への報告事項を定める。

### 3 認定設置運営事業者等が行う業務の会計及び監査(第 3 条～第 38 条関係)(法第 28 条関係)

(1) 認定設置運営事業者等が行う業務の会計の整理について、認定設置運営事業者等がよるべき会計の基準、事業年度、勘定科目の分類並びに財務諸表の種類及び様式を定める。  
(第 3 条～第 5 条関係)

(2) 認定設置運営事業者等の区分経理の整理方法を定める。(第 6 条及び第 7 条関係)

(3) 財務報告書の記載事項及び添付書類、提出期限の承認手続等を定める。  
(第 8 条～第 10 条、第 15 条及び第 20 条関係)

(4) 法第 28 条第 6 項の規定による監査人財務監査報告の方法、内容等を定める。  
(第 11 条～第 14 条関係)

(5) 財務報告に係る内部統制報告書の作成方法、記載事項等を定める。  
(第 16 条～第 19 条関係)

(6) 四半期報告書の記載事項、作成方法等を定める。(第 21 条～第 25 条関係)

(7) 財務報告書等の公告方法を定める。(第 26 条～第 27 条関係)

(8) 財務報告書及び四半期報告書並びに財務報告に係る内部統制報告書についての公認会計士又は監査法人の監査証明の基準及び手続等を定める。(第 28 条～第 35 条関係)

(9) 公認会計士又は監査法人による法令違反等事実に係る通知方法、国土交通大臣への申出方法等を定める。(第 36 条～第 38 条関係)